

## 堺市中区役所拾得物届出書

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を届け出ます。

警察署長 様

年 月 日

堺市中区長



住所又は所在地

電話番号その他の連絡先

※受理番号						
番号	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名、住所等	権 利	拾得日時・場所	交付日時
	現金（内訳）	物 品				
		氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権  <input type="checkbox"/> 棄権  <input type="checkbox"/> 失権 同 意  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権  <input type="checkbox"/> 棄権  <input type="checkbox"/> 失権 同 意  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		氏名又は名称  住所又は所在地  電話番号その他の連絡先	<input type="checkbox"/> 有権  <input type="checkbox"/> 棄権  <input type="checkbox"/> 失権 同 意  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
備 考						

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
- 4 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらの全てを放棄している場合には棄権の□内にレ印を、法第34条の規定によりこれらを失っている場合には失権の□内にレ印をそれぞれ付し、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付すこと。なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について備考欄に記載すること。
- 5 同意欄については、法第13条第2項において準用する法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしないときは無の□内にレ印を付すこと。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときは、いずれの□にもレ印は付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。
- 6 一般の方の落とし物に関する施設占有者の権利及び氏名等の告知の同意の有無については、備考欄に記載すること。